

政策研究交流集会 全体会

ベーク報告総括シンポジウム

基調報告

社会的経済と協同組合

柳沢 敏勝（明治大学商学部教授）

1 報告の課題

本研究所の92年度基本研究会は、「ベーク報告」をめぐってシンポジウム形式で6回にわたって連続して開催された。これらの連続シンポで出された数々の論点を整理し、われわれがいま考えなければならない事項についてあらためて提起するのがここでの課題である。しかしながら、6回のシンポで提起された論点は、ここで語り尽くすことができないほどの質量をもっていたことは事実である。それらの論点を可能なかぎり踏まえて筆者なりの考え方を示しておきたい。

市場が復権を果たした80年代の経済社会における協同組合のありようを考え、今後の協同組合のあり方をめぐる論点を確認するうえで、ベーク報告の提起は重要である。とくに、協同組合の「未来への挑戦課題」と「未来の価値」とが、この間のパラダイム転換と協同組合の来し方を総括したうえで提起されている点を看過すべきではないだろう。この2つが協同組合の社会的有効性を測定するうえでの座標軸となることは確かである。

もちろん、この総括シンポでの報告の趣旨は、6回にわたって開催されたシンポでの論点を整理し、今の時点でわれわれがあらためて考えるべきことの再提起であって、ベーク報告それ自体の解釈、議論ではないことをお断りしておきたい。論すべき点は次のとおりである。第1は、70年代以降、世界の協同組合が呑み込まれてきた市場経済との関係である。第2は、「未来への挑戦課題」に対処するために協同組合での主体形成をどうす

るかという問題である。とくに、協同組合での労働の性格と関連させてこの問題をどのように考えることができるのかという点の整理である。第3は、日本の条件を考慮した場合に生じてくるであろう協同組合独自の役割についてである。以下、この3点について述べることにしたい。

2 論点その1

一市場経済における協同組合

(1) 市場経済のあり方と協同組合

ベーク報告で提起される「未来の価値」とは他方で、「経済民主主義のための協同組合」、あるいは「人間主義・民主主義の経済のための協同」の全般的表現と規定されている。しかしながら、ベーク報告で提起される経済民主主義それ自体のイメージは必ずしも明確ではない。とくに経済主体がどのような経済編成原理のもとに結合されていくのかのマクロイメージが不明確である。この点が第1の大きな論点となる。

この点に関わって、第6回シンポの二宮報告では、「経済民主主義とは『人権を担う経済』であり、経営の民主化と経済の社会的規制とが2大重要要素である」と定義し、前者の経営民主化に関わっては協同組合が大きな役割をはたしてきたが、後者の社会的規制は今後に残された課題であるとしている。経済民主主義のマクロイメージを明確にするうえで、この「残された課題としての社会的規制」とは何であるのかの議論が深められなければならない。とくにさしあたっては市場を前提としなければならない社会経済のなかで、協同組合

の社会的規制の具体的ありようが市場とどのような関係にあるのかの確定が急がれなければならぬ。

二宮報告ではこの点に関わって興味深い論点が提起された。すなわち一方で、「経済民主主義は、産業民主主義、協同組合民主主義、自管理型（参加分権型）民主主義を担い手とする民主主義の複合体である」という経済主体内部の意思決定の仕組みと多元的な構造とが提起され、他方で、「協同組合間協同による内部市場の形成」「ゼロサム型市場契約にかわるプラスサム型契約・提携関係の形成」という経済主体間の関係が提示された。これらの意味するところは、市場経済のなかにあって、経済主体内での民主化が私企業・協同組合・公企業の三者で図られる必要があり、この民主化を通じて経済民主主義が確保されると同時に、他方では、協同組合セクターによる市場の内部化を通じて、国民経済（国際経済）レベルでの市場の分節化を促進するというイメージを提起しているのである。これは筆者は「分節的市場経済」と呼ぶことにする。

こうした分節的市場経済の形成は、ベーク報告でいう「社会的責任」論と深く関わってくる。すなわち、内部市場を通じて商品やサービスを確保することは、社会的有用性の判断を事前に主体的に協同組合がなしうること、その判断を通じて市場への社会的な規制をなしうること、つまり市場経済のもつている競争至上主義的なありかた、経済的効率という個別経済主体の内部経済の論理（外部不経済を必ずしも否定しない論理）に対する社会的規制、いいかえれば社会監査機能を協同組合が果たし得ることを意味している。

社会にとって意味のあることは、単に効率的に便利なものを安く生産し提供すればいいことではなく、時間という概念をそこに介在させて、長期的にみて生産から廃棄までのコストをも計量しなければ、人間社会にとっての経済的効率は判断できない。それが今の社会である。他方で、人間社会にとって有害であるか否かという質=効率性の判断もまた要求されている。つまり、人間社会に



とって、生産効率の範囲だけでは、必ずしも経済的に効率的で社会的に有効であることまでは意味しない。たとえば、規模の経済にしたがって大量生産が効率的であるかのような印象が与えられてきたが、大量生産に見合う大量消費のためには大規模な宣伝と販売要員の投入、大量のゴミの処理が必要となり、商品1単位当たりの生産コストは低くなるかもしれないが、自然環境のなかで成立する人間社会にとっては決してそのあり方が効率的ではないかもしれないという危惧である。

かつての公害問題は結局外部不経済によって個別企業の経済的効率が確保されたにすぎず、社会全体としてみれば決して効率的であったわけではない。また、今日の産業廃棄物や核のゴミ、あるいは大量生産にともなう大量廃棄のゴミ問題がまさしくそれである。したがって、人間社会にとって効率的であるためには、協同組合の「有効性と効率性」との双方の基準が重要な意味を持ってきているのが現在の社会の到達点であると判断することができる。

その意味で、第1回シンポで石塚会員からの報告で紹介されたフランスを筆頭とする南ヨーロッパでの「社会的経済」概念が重要な鍵となってくる。すなわち、20世紀を領導してきたパラダイムが壊れたにもかかわらず、それに代わりうる国民経済の編成様式が見いだせないなか、市場経済に大きく傾斜している現状のもとでは、過去の経験に照らしてみても、社会的規制のない市場経済の生み出す歪みを是正していくにあたって、「社会的経済」が重要な意味を持っていると同時に、そ

の中核をなす協同組合が重大なレーンデールルを持つてゐるのである。そのことの自覚なしに市場経済に埋没することは倒産した生協がたどった道を歩むかもしれないというリスクを意味しており、協同組合の原点である「社会的価値」＝「社会的経済」の視点をどこまで豊富化することができるかという点の議論を深める必要があろう。

(2) 「営利」と協同組合

第2に、協同組合の有効性と効率性を考えるにあたって、真剣に検討しておかなければならぬ論点がある。第一回シンポの角瀬報告にあるように、協同組合の事業体としての営利の問題である。「協同組合研究に資本論はあっても利潤論はない」、あるいは市場を前提とすれば「企業としての協同組合の利潤は承認しなければならない」という提起の検討である。非営利事業という定義に協同組合が拘束されるとしても、考えなければならない重大な論点がそこに含まれている。すなわち、非営利であることは、利潤の確保を否定しないという点である。

協同組合での労働も付加価値を生み出すことを前提として、もし剩余が生じないとすれば、非効率的な事業が展開されているか、もしくは常識の範囲をこえた剩余の配分が行われていることを意味する。すなわち、通常の事業活動をするならば、常識の範囲をこえた配分がなされないかぎり、剩余が生じてくる。問題はその配分をどのような基準でするかという点にあり、協同組合には私企業と異なる基準、たとえば各種協同組合による社会基金のプール、ひいては協同組合銀行構想などが用意されなければならないはずである。営利は目的ではないにせよ、非営利の原則は、剩余を生み出すこと、その剩余を活用することを決して否定していないのである。剩余を生み出すという観点で協同組合の効率性は考えられなければならないし、その剩余が協同組合の有効性を促進するために活用されなければならないという視点（社会的価値）で議論が深められていく必要があり、そのことの議論は相当深刻になされなければならないであろう。とりわけ、どちらかといえば、非営利

であるという観点から、とかくタブー視されがちであって、踏み込んだ議論が意識的に避けられてきた領域の問題であろう。

3 論点その2

一主体形成と協同組合

(1) 参加民主主義と協同組合

つぎに、ベーグ報告では、重要な論点のひとつとして、従業員参加および組合員参加によって形成される参加民主主義がいま問われているとしている。だが、ベーグ報告が参加民主主義を提唱するとしても、そこにイメージされる経営内の意思決定の構造がどのようなものであるのかの明確な像は必ずしもはっきりとはしていない。これがベーグ報告を前提としてわれわれが深めなければならない論点のひとつである。

このように、参加民主主義を前提とした協同組合の意思決定の構造が具体的な像を描けるものとして再度議論する必要がある。とくに、従業員参加を前提とした協同組合内の意思決定の仕組みが従来の団体交渉を中心とした産業民主主義ではなぜいけないので、それにかわって例えば労働者重役制度や経営協議会などの仕組みが用意されなければならないのか、あるいはそれらとは違う参加の仕組みが用意されなければならないのかといった点の論議が深める必要があろう。

ベーグ報告では、「組み込まれた対立」が組合員と組合ないしは理事会との間に、また従業員と理事会との間に生じており、それを解決するための方策として、共同所有モデル（従業員が利用組合員とともに所有者＝組合員になるあり方）、混合組合員（利用者・従業員、場合によっては融資者や顧客・原料供給者とからなる組合員）などが提起されている。そうした検討のうえに立って、「参加・主体形成の計画は、協同組合の計画—意思決定—実行—組合員集会—財政—利益—評価・コントロール、すべてをカバーすべき」ことが提示されるが、先にも示したように、協同組合への参加の機構、とくに、意思決定や所有のあり方にについては多くに示唆があるにもかかわらず、ベー

ク報告をもとにして明確な意思決定構造の像を描き出すことはかなり難しい。この点で、労働組合が「経営協議会」を通じて積極的に地域医療に関与してきた長厚労の事例が参加民主主義を考えいくうえでおおきな参考となる。

(2)主体形成と協同組合労働の性格

協同組合は、社会に求められてはいるが、私企業や公企業という従来の主な経済主体では提供されなかつた商品やサービスを自ら確保するため、自主的に設立された事業体であると考えることができる。この考えに大方の所で異論がないとすれば、協同組合は社会的に有用な事業という性格を持つはずである。その前提に立つかぎり、その事業を支えるに必要な協同組合での労働は、社会的に有用な労働という生活をもつはずである。そしてこうした協同組合の性格を考えるならば、協同組合での労働は、社会的運動体の担い手という社会的機能の側面と、組合員へのサービス提供という経済的機能とに二重化されることになる。そのことはすでに、資本主義企業に固有の賃労働というあり方とは異なる労働の姿を示している。

その意味では、これらの社会的有用労働の提供

参加者感想文

◇市村 忠司（愛知／愛知県高齢者就労事業団）

失業対策の延長線上の現状（意識として）、自治体に約90%頼っている現状からの脱皮を考えていますが、主体形成、事業活動の効率性、利潤と資金達成の問題提起を興味深く聞きました。また「衣・食・住」—「医・職・自由」まったく同感です。とくに高齢者にとって「職」の役割は単なる収入を得るだけでなく、また健康維持、生きがいというだけではない、それ以上の何かがあると実感しています。

◇神沢 廉一（東京／N K プランニング）

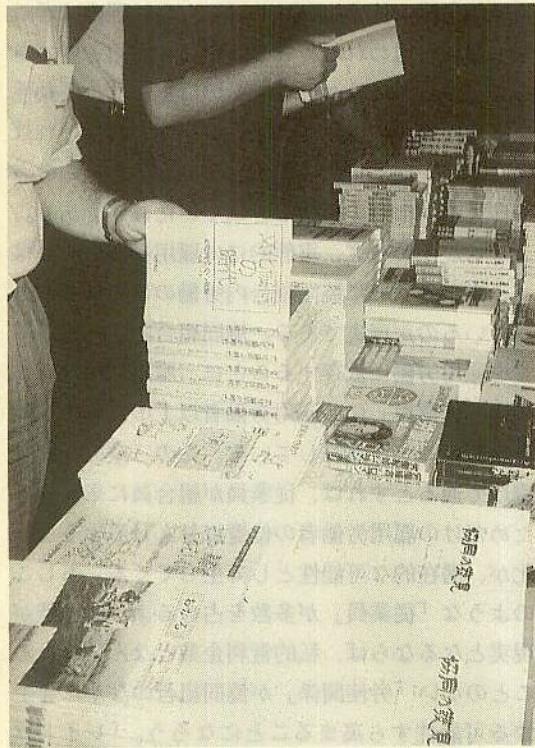
ベーカー報告への問題提起は多岐わたり、一つ一つが重要な論点ばかり。もっとじっくり突っ込んで解明してもらいたかった。

を雇用労働に依存しなければならない理由はどこにもないと思われる。むしろ逆に、雇用労働であることからおこりがちな労働の没主体性、受動性が、協同組合のなかでは積極的に問われなければならない。これまでの協同組合のなかで、この点の自覚がかなりの程度なされてはいたはずである。

にもかかわらず、実態的には雇用労働あるいはパートタイマーに協同組合内労働のほとんどを頼っているのが現実である。協同組合内の労働の多くを雇用労働に依存することは、雇用労働者としての「従業員」に、雇用労働者以上の二重の機能を負わすことを意味している。この二重の役割を避けて通るとすれば、従業員が組合員に奉仕するためだけの雇用労働者の位置に甘んじるような分化が、潜在的な可能性として生じてくる。もしこのような「従業員」が多数を占めるような事態が現実となるならば、私的営利企業となんらかわることのない「労使関係」が協同組合のなかに発生する可能性すら高まることになろう。「レイドロー報告」の指摘する「弱点」が発生する可能性の高まりである。

協同組合労働の性格についての自覚がかなりの程度あったはずにもかかわらず、雇用労働が一般化したのはなぜであるのか。その理由は、協同組合内労働の抱える二重的性格をどのような仕組みで協同組合の機構のなかに吸収することができるかが必ずしも自明の事柄ではないことと深く関係している。同時に、意識と実態との落差が生じたことの背景には、その議論を必ずしも十分に深めてこなかったことがあるように思われる。

この点の悩みと苦闘とは、第3回シンポでの長厚労やタウ技研からの報告が生々しく伝えていく。そこでの苦闘が教えてくれたことは、共通する注目すべき両者の試みが、いずれも自らの労働の社会的な性格を共通認識として確認し合っていることである。すなわち、長厚労においては農村医療のあり方が働く人々の共通した課題であったのであり、またタウ技研においては少なくとも「社会に喜ばれる製品を作っているという自覚は納得した労働の源泉になっている」という点である。



シンポで長厚労とタウから提起された社会に役立つ、あるいは社会に必要な労働という共通確認は、協同組合内の労働を考えるにあたって十分に留意しておく必要があるように思われる。

現実のうえでは、協同組合内での労働のあり方は雇用労働＝賃労働が一般的であり、そのうえに労使関係が形成されているという事実から議論を出発させる必要があると思われるが、以上の考察に基づけば、どのような内容の労働であれ、協同組合のなかにあっては、われわれが慣れ親しんでいる雇用労働に依存したあり方とは異なる労働のありようが模索されなければならないであろう。とくに、自らの労働の社会的意味を自ら自問自答してみる、という問い直しが、主体形成に関わっての第2の論点である。したがって、こうした問い合わせなしに従来の労使関係を維持することは、「労使の二極分立構造を永続化する」という、きわめて保守的な対応である」、そう批判されてもやむを得ない側面をもっていることをつけ加えておきたい。

(3) 主体形成と「新しい協同組合」

今日、日本でもいろいろな分野で新しい形の協同が生まれている。連続シンポでも報告されたように、就業機会を作るための協同組合、文化を共有していくための協同組合、教育・子育てを協同で作り上げようとする協同組合、地域に役立つサービス開発のための協同組合、環境保全を掲げて設立される協同組合など、マーク報告を待つまでもなく、実に多様である。これらの協同組合は、明確に協同組合であることを自覚すると否とにかかわらず、社会的条件の変化のなかで、自ら船出することを決意した人々によって担われている。新たな主体の登場だといって大過ないであろう。

しかしながら、こうした種々の協同組合を保護育成していくための公的機関は皆無であり、イギリスやフランス、スペインなどとは大きな違いがあるのが日本の実態である。かろうじて、市民事業バンクなどがヴァランタリーに作られているにすぎない。労金など、従来の協同組合陣営は、この点で必ずしも有効な社会的機能を果たしているわけではない。

なにゆえにこうした事態が生じているのか、なぜそれが疑問と思われないのであるか。主体形成にかかる第3の論点は、以上のように、社会経済的条件の変化のもとで生まれてくる赤ん坊のような協同組合を支え育て上げる社会的な仕組みを協同組合の陣営がどのように準備することができるかという問題である。つまり、バックアップ型ネットワークをどう形成できるかという論点であり、主体形成の重要な領域を占めていると思われる。

4 日本的条件と協同組合の役割

以上の論点をふえさせて日本社会のなかでの協同組合が果たすべき役割について議論を積み重ねていくことが重要であると思われるが、今後30年間に急速に進む高齢化という日本の条件をこの議論に重ね合わせてみると、協同組合にはさらに独自の役割が求められているように思われる。

家計と国家という2大経済主体のみによって「高齢化社会」に対応することが困難であることは誰の目にも明らかである。ところが日本型福祉

その主張の無理を追求していくことの重要さはあるとはいえ、それだけでは事実のうえで政策的対応の谷間が生じざるをえない。批判していくだけではこの谷間がどんどん深くなっていく危険性が大きい。その谷間を埋め立てていくために、いくつかの生協などで開始されているように、協同組合などの中間組織によって「高齢化社会」への対応を考えなければならないであろう。

これらのことは、第4回シンポでの後報告のなかでいわれた「公立公営至上主義の克服」と密接な関係があり、過去に福祉国家求めた運動のあり方をめぐるひとつの反省点となっているであろうことの自覚が必要である。「集団的自助」の世界を協同組合がどう作れるか、いいかえれば市場経済と対抗的な内部経済をセクターとしてどのように確保できるかが問われている試金石となろう。その観点から、高齢者協同組合を中心として、衣食住=医職自由を保障する協同組合間提携が真剣に追求される必要があると思われる。

この点において、専門的知識・技能をもつ協同組合がその能力を動員して協同組合セクターを形成することが社会から要請される日は間近に迫っている。すなわち「衣食」については例えば、消

費生協や農協の知恵と経験が、「住」については住宅生協の知恵と経験が、「医」については医療生協の知恵と経験が、そして「職」については労働者協同組合の知恵と経験が、生かされていく必要があろう。そのうえで、公的サービスのバックアップなどを受けた、高齢者の選択の自由が用意されなければならぬ。協同組合間協同が66年ICA原則からうたわれているが、望ましいあり方ではあっても協同のための具体的な契機のないところに協同は成立しにくいのが実状であろう。このような、具体的な契機をきっかけとした協同組合セクターの実体形成が急務となっている。

高齢化社会を目前にした日本型「福祉社会」論が是正されないかぎり、「社会の失敗」を是正する協同組合の役割が重要になってくる。これが具体的な協同組合間協同の契機を提供することになるであろうから、協同組合はセクター形成を真剣に追求しなければならないであろう。これが日本の条件を考慮したときの、協同組合の緊急の課題である。この点で、立て割りの協同組合法という現在の法体系は限界があることは明らかであり、昨年の協同集会で提起された協同組合法の体系化・整備が急がれる必要がある。

問題提起 ①

佐藤 誠（立命館大学助教授）

『協同の発見』第16号 1993.7 P.5 「ベーク報告について」をご参照下さい。

参加者感想文

◇松村 典子（福岡／センター事業団・九州本部）

非常に興味深いお話をしました。用語等々、むずかしいお話でもあったのですが、問題提起となっていた点は、現場での問題に重なっている点もあり、考えさせられました（もっとも、理論と実行の差はあります）。

参加者感想文

◇小森 淳美（愛知／愛知県高齢者就労事業団）

柳沢敏勝先生の話をもっとゆっくりと聞きたかったです。報告集が届くのを待っています。